

令和5年度 大井高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川県立大井高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

大井高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長がこれを補佐する。

2 職場の重点課題

- ・点検作業における精度を上げ、職員のミスを誘発しやすい心理状況について注意喚起し、事故を未然に防止する。
- ・職員による事故・不祥事防止標語を時節に応じて掲げ、当事者意識を持つ。

3 取組み課題・目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

ア 目標

公務員倫理意識の徹底を図り、社会人として不適切な行動を未然に防止する。

イ 行動計画

職員行動指針の内容を職員に周知徹底するとともに、啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、不祥事防止研修会や朝の打合せで呼びかけて、公務員としての自覚を高める。職員として、公務内外においても、常に高い倫理感を持ち、自身の行動を律し、不祥事（わいせつ事案等）防止を徹底する。

(2) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

職員一人ひとりが決められたルールを遵守し、当事者意識を持ってわいせつ・セクハラ行為等を未然に防ぐ。

イ 行動計画

- (ア) 携帯電話・電子メールの適切な使用についてのルールを確実に周知し徹底する。（4・9月）
- (イ) 教科準備室等の適切な利用に対する意識啓発とその徹底を図る。
- (ウ) 啓発資料による自己点検の実施や新聞記事等を配付あるいは掲示し、不祥事防止研修会や朝の打合せで呼びかけて問題行動の未然防止に関する意識啓発を行う。
- (エ) 生徒指導、部活動等においては複数の職員で対応する。
- (オ) 生徒・保護者が相談し易い教育環境を推進する。
- (カ) セクハラ等のない明るい職場環境作りを推進し、令和5年5月に研修を実施する。

(3) 体罰・不適切な指導の防止

ア 目標

生徒に対する指導における体罰や人権に係る不適切行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 研修会を実施し、生徒理解に基づく体罰によらない指導を徹底する。
- (イ) 啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、不祥事防止研修会や朝の打合せで呼びかけて問題行動の未然防止に関する意識啓発を行う。
- (ウ) 令和5年5月に生徒指導グループ、7月に生徒活動支援グループによる研修を実施し、意識啓発を行う。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

成績処理や定期試験の問題作成や実施における事故を未然に防止する。また、正確な調査書等を作成・発行する。

イ 行動計画

- (ア) 成績処理においては作業マニュアルを学習支援情報係が作成・配付し、成績処理および定期試験等作成の点検手順に則った職務の遂行を徹底する。また、配慮が必要な生徒に対する定期試験実施上の留意事項の確認を徹底する。
- (イ) 調査書作成・発行にかかるマニュアルを教職員全員で確認する。
- (ウ) チェックリストにより、必ず複数の職員で点検・確認を行うことを徹底する。

(5) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標

個人情報の管理体制を確実なものとし、個人情報の流失を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 個人情報等の管理や情報セキュリティに関する調査・点検を行い、職員の情報管理に対する意識を更に高める。
- (イ) デジタルデータ用記録媒体の利用に関する規定遵守について再確認し、ネットワークの利用に関する情報セキュリティ対策の見直しとその徹底を図る。
- (ウ) 携帯電話、電子メール等に係る個人情報の収集と利用における個人情報保護の姿勢を徹底する。
- (エ) 年度末にグループごとに保管する個人情報の点検を実施し、不要になったものは、適切な方

法により処分をする。

- (ウ) 令和5年5月に学習支援グループによる研修会を実施する。また、スローガン等を掲げた啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、朝の打合せで呼びかけて問題行動未然防止のための意識啓発を行う。

(6) 交通事故防止、飲酒運転・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故の発生、飲酒運転・酒気帯び運転を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 啓発資料や事故の実例をもとにした研修会を実施し、事故防止に関する意識の啓発を図る。
- (イ) 通勤時および公務における自動車利用において、ゆとりをもった運転が行われるよう機会ごとに意識啓発をする。

(7) 適正な経理処理（公費・私費・現金管理）

ア 目標

適正な公費の執行、適正な私費の徴収・執行を行うとともに、不適正経理処理の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 令和5年10月に私費会計中間監査、令和6年4月に年度末監査を実施し、適正執行の確認を行う。
- (イ) 部費の会計処理手順を周知徹底する。（10月）
- (ウ) 令和5年10月に総務グループによる研修を実施し、意識啓発を行う。
- (エ) 業者選定の手続きを適正に実施する。
- (オ) 私費の入金にあたって迅速な金融機関への入金を行う。

(8) 入学者選抜業務での事故防止

ア 目標

正確・公正な入学者選抜業務を行う。

イ 行動計画

- (ア) 選抜業務に係るマニュアルを遵守し、手順やチェック項目の確認を徹底するなど、正確・公正な選抜業務を遂行する。
- (イ) 願書、調査書、答案、その他資料について、受領・作成から廃棄までの管理を徹底する。
- (ウ) 令和6年1月に広報グループによる研修を実施し、意識啓発を行う。

(9) 若手職員の育成

ア 目標

若手職員に対する不祥事防止に関する知識の継承を図り、事故防止意識を高める。

イ 行動計画

- (ア) 業務の遂行にあたって、可能な限りベテラン職員と若手職員とのペアによる実践を行い、OJTにより、若手職員へ不祥事防止知識と意識の向上を図る。
- (イ) サブリーダー会議を定期的で開催し、業務協力体制を整備するとともに事故防止意識を高める。
- (ウ) 若手職員に対する校内相談を継続して行い、悩みなどの早期発見と早期対応を行う。

(10) 職場のハラスメントの防止

ア 目標

職場における職員間の優越的な関係や意識を背景とした、不適切な行動を未然に防止する。

イ 行動計画

啓発資料等を通じて、パワハラ・セクハラ・マタハラを防止する呼びかけをし、相談窓口を周知する。また、互いに声を掛け合う明るい職場環境作りを推進する。

(11) 不祥事根絶に向けた取り組みの推進

ア 目標

職員の状況を常に確認し、風通しの良い職場を作り不祥事根絶につなげる。

イ 行動計画

- (ア) 全職員に対し個別の校長面接を年間通して実施し、不祥事防止に努める。
- (イ) 判断力の低下を防ぐため長時間勤務の職員に対して、注意勧告をし、労務管理をする。

4 検証

(1) 第1回検証

行動計画について、令和5年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施の事項があった場合は、令和5年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

行動計画について、令和6年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施の事項があった場合は、令和6年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

行動計画について、令和6年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和4年度における大井高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。